

# 第1回 農業委員会総会議事録

平成29年7月24日開会

中標津町農業委員会

平成29年7月24日、第1回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

(農業委員会等に関する法律第21条の規定により町長が招集する)

本日出席した委員

(仮議席)

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

附議した案件

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第5号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について  
報告第3号 農地法第4条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	葛西 利光
係	本田 文子

(開会 10時30分)

事務局長 ただ今より、中標津町農業委員会第1回総会を開催いたします。改選後、最初の総会でありますので、町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

町 長 農業委員改選後、第1回中標津町農業委員会の総会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。農業委員の皆様には、農業行政はもとより町政全般にわたりまして、日頃よりご支援とご協力を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。

農業委員会におかれましては、この度の農業委員会法の改正により、委員の公選制が廃止され、町長が議会の同意を得て任命することとなりました。

皆様におかれましては、先般の6月定例議会で議会の同意を得、去る7月21日に辞令を交付させていただいたところでございます。農業委員会の改革については従来の許認可のみならず、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など積極的に取り組むべき内容がより強く位置づけられております。

このような状況の中で委員の皆様には、新人の方もおられますが、経験豊かな方々でございまして、それぞれの地域において、活動実績のある方ですので、十分に農業委員としての任務を果たしてくださるものと思っております。

本総会を機に、気持ちをまた新たにされまして、農業委員18人の皆さまと共に充実した委員会活動をされますようご期待申し上げます。

最後になりますが、中標津町農業委員会のますますのご発展とご参会の皆様のご健康、ご活躍を祈念申し上げます。

事務局長 総会に入ります前に自己紹介をお願いしたいと思います。

着席番号1番の長谷川委員より席の番号順にお願いいたします。

・・・・・・・・・・（各委員自己紹介）・・・・・・・・・・

ありがとうございました。

これより総会の議事に入りますが、会長が選任されるまでの間、本日の総会の招集者であります町長に、臨時議長をお務めいただき議事の進行をお願いいたしたいと思います。町長よろしくをお願いいたします。

町長 改選後に行なわれます、最初の総会につきましては、町長が招集する事になっておりますので、会長が選出されるまでの間、臨時の議長の職務を行ないたいと思います。よろしくをお願いいたします。

臨時議長 それでは議事に入ります。ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。議事日程に従いまして、ただちに会議に入ります。日程1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。日程2「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。中標津町農業委員会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員は、後程決定されます議席番号の1番及び2番の委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。日程3、選挙第1号「中標津町農業委員会会長の互選について」を議題に供します。会長は農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員が互選した者をもってあてることになっております。互選の方法として選挙による方法、指名推薦による方法等がございますが、どのような方法で互選するか、おはかり致します。発言を求めます。

(挙手あり) 小林委員

小林委員 指名推薦の方法がよろしいかと思えます。

臨時議長 ただいま、小林委員から指名推薦の方法で互選したらどうかとのご発言がございました、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

臨時議長 ないものと認めます。おはかり致します、指名推薦の方法で互選することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。  
よって会長の互選は指名推薦の方法で行うこととなりました。  
指名推薦について発言を求めます。  
(挙手あり) 小林委員

小林委員 会長候補といたしまして本田信幸委員を指名推薦いたします。

臨時議長 ただいま、小林委員から本田委員を会長に指名推薦いただきました。  
他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

臨時議長 ないものと認めます。おはかり致します、会長に本田委員を選任することにご異議  
ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、会長には本田委員を選任することに決定いたしました。  
ここで、会長に選任されました本田委員よりご挨拶をお願いします。

本田会長 ただいま、推薦いただきました本田でございます。なにぶん会長ということで荷が重  
たい、非常に重責を感じているところでありますけども、同じく選任を受けた18名  
とともに、職員の皆さんと共に、これから複雑になる農地行政について、優良農地が  
残るように、地域の農業が発展できますように努力してまいりますので、皆さんのご  
協力をよろしくお願いします。

臨時議長 会長が選任されましたので、ここで臨時議長の職務を終わらせていただきます。  
皆様のご協力をいただきまして、無事臨時議長の大任を果たさせていただきました。  
大変ありがとうございました。  
ここで暫時休憩と致します。

(～暫時休憩～)

事務局長 町長につきましては、この後の日程がございますので、ここで退席をすることとなり  
ます。臨時議長大変ありがとうございました。

(～町長退席～)

事務局長 会長が決まりましたので、会議規則第5条により本田会長に議長をお願いいたします。

- 議 長 それでは会議を再開致します。  
日程4、選挙第2号「中標津町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題に供します。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けた時また、事故がある時は委員が互選した者が、その職務を代理することになっております。職務代理者の互選の方法として、選挙による方法、指名推薦による方法等がございますが、どのような方法で互選したらよろしいか、おはかり致します。  
(挙手あり) 小林委員
- 小林委員 指名推薦がよろしいかと思えます。
- 議 長 ただいま、小林委員から指名推薦の方法で互選したらどうかと、ご発言がございましたが、他にございませんか。
- (全委員) 「なし」の声
- 議 長 ないものと認めます。  
おはかり致します、指名推薦の方法で互選することに、ご異議ございませんか。
- (全委員) 「異議なし」の声
- 議 長 ご異議ないものと認めます。よって会長代理は指名推薦の方法で互選することとなりました。指名推薦について発言を求めます。  
(挙手あり) 小林委員
- 小林委員 笠原康博委員を指名推薦いたします。
- 議 長 ただいま、小林委員から笠原委員を会長代理に推薦したい旨、ご発言がございましたが、他にございませんか。
- (全委員) 「なし」の声
- 議 長 ないものと認めます。おはかり致します、会長職務代理者に笠原委員を選任することにご異議ございませんか。
- (全委員) 「異議なし」の声
- 議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって会長代理には、笠原委員を選任することに決定いたしました。  
ここで、会長代理に選任されました笠原委員からご挨拶をいただきます。
- 笠原代理 今回会長代理として、会長の片腕として足手まといにならないよう、3年間務め上げ

たいと考えておりますので、みなさんのご協力をよろしくお願いいたしたいと思  
います。どうかよろしくお願いいたします。

議 長 日程5「議席の指定」を行います。会議規則第8条の規定により、議長が定めるとな  
っておりますので、議席はただいま着席されております議席といたします。  
日程6「中標津町農業委員会専門委員会の構成について」を議題に供します。中標津  
町農業委員会専門委員会規則第4条の規程により、専門委員会の構成につきましては、  
総会で委員の中から互選した者を充てることになっております。なお、専門委員会規  
則第8条第2項の規定により、会長、会長代理は各委員会に出席しなければならない  
ことになっておりますので、専門委員会には所属致しませんのでご了承願います。  
選考委員会で調整を行い、委員会構成を決定しておりますので、事務局長から報告い  
たします。

事務局長 それでは農政委員会から報告いたします。農政委員長氏家委員、農政副委員長高橋委  
員、農政委員赤波江委員、上原委員、須崎委員、竹村委員、田中洋希委員、長谷川委  
員、以上8名でございます。  
次に農地委員会ですけれども、農地委員長中村委員、農地副委員長後藤田委員、農地  
委員國光委員、和泉委員、小林委員、瀧本委員、田中世一委員、武田委員、以上が農  
地委員となります。以上でございます。

議 長 ただいま、報告のとおりでございます。ここで農政、農地各委員長からご挨拶をいた  
だきます。

氏家委員 農政委員長を拝命しました氏家でございます。今期で3期目になりますが、まだまだ  
分からないことがたくさんあります。皆さんの協力のもと活動してまいりますのでよ  
ろしくお願いたします。

中村委員 このたび農地委員長となりました中村です。委員のメンバーの構成が変わったこと  
により、年期を重ねたベテランの委員の皆さんが退任されたため、3期目ではありま  
すが、農地委員長となりました。優良農地の維持、次世代の継承等、様々な課題があ  
ると思いますが、会長、代理、事務局の知恵を借りながら、皆さんと協力し合って農地  
委員会を進めて行きたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いたします。

議 長 日程7、「広報特別委員会の構成について」を議題に供します。  
広報特別委員会の委員構成につきましては、広報特別委員会設置要綱第2条の規定に  
より、農政委員会から2名、農地委員会から2名と会長代理の合わせて5名で構成す  
ることとなっておりますので、選出いただき、報告をよろしくお願いいたします。  
ここで暫時休憩と致します。休憩中に各委員会の開催をお願いします。

(～暫時休憩～)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中に広報特別委員が決定されましたので、事務局長から報告いたします。

事務局長 それでは、報告いたします。  
農政委員会からは赤波江委員と長谷川委員。農地委員会からは和泉委員と武田委員。  
それと笠原会長代理の5名で広報特別委員会が構成されます。以上でございます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。  
ここで、暫時休憩といたします。  
休憩中に広報特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。ただちに休憩に入ります。

(～暫時休憩～)

議長 休憩前に引き続き会議を再開致します。  
休憩中に広報特別委員会委員長が決定されましたので、事務局長から報告いたします。

事務局長 それでは報告いたします。  
委員長には和泉委員、副委員長には赤波江委員が決定されました。  
以上でございます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。  
ここで、広報特別委員会委員長からご挨拶をいただきます。

和泉委員 広報委員長になりました和泉です。  
皆様のご協力のもと、年2回の広報を出しますのでよろしく申し上げます。

議長 日程8「中標津町農業委員会地区推進班の編成について」を議題に供します。地区推進班は中標津町農業委員会地区推進班規則第2条で、6地区と定めております。地区推進班の班長及び委員は規則第3条の規定により委員会が選任することとなっております。おはかり致します。  
地区推進班の班長、委員につきましては、お手元に配付のとおりとしたいが、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって地区推進班の班長、委員はお手元に配付のとおりといたします。  
日程9「一般社団法人北海道農業会議の普通会员の選出について」を議題に供します。  
内容を事務局から説明いたします。

庶務係長 一般社団法人北海道農業会議の普通会员の選出について、事務局より説明いたします。  
北海道農業会議が一般社団法人となったことに伴い、従来は農業委員会等に関する法



律の中で規定されていた会議員が、一般社団法人の普通会員という位置づけに変更になりましたことから、一般社団法人北海道農業会議定款に基づき、選出を行うものでございます。

普通会員となる資格は、定款の第6条第4項第1号の規定で、「この法人の目的及び業務に賛同する個人であって、北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員」となっております。

このことから、先ほど選出されました本田会長を普通会員として、北海道農業会議へ報告することを確認するものでございます。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で「一般社団法人北海道農業会議の普通会員の選出について」を終わります。  
日程10、会務報告を事務局長から報告いたします。

事務局長 6月21日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。  
6月23日に札幌市にて、北海道農業会議平成29年度第3回常設審議委員会が開催され、審議員として安田前会長が出席しております。  
6月29日、同じく札幌市にて第38回北海道農業者年金協議会総会が開催され、平成28年度の農業者年金加入推進の功績に対し表彰式が執り行われ、当委員会が独立行政法人農業者年金基金理事長賞の女性新規加入者数部門で第1位、青年農業者層新規加入者数部門で第2位、新規加入者数部門で第5位を受賞しております。安田前会長が出席しております。  
翌日、30日に一般社団法人北海道農業会議第83回総会が開催されております。  
理事として安田前会長が出席しております。  
7月10日に役場101号会議室で中標津町都市計画審議会が開催されております。  
委員として安田前会長が出席しております。  
最後に、7月18日に札幌市にて北海道農業会議平成29年度第4回常設審議委員会が開催され、審議員として安田前会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。  
日程11、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(4)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の67ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 47,249 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 29 年 6 月 30 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 4 号（4）に関連するもので、賃貸借していた農地について、一部所有権移転するため、期間内解約するものです。

議案の 68 ページをお開きください。

（2）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 166,780 m<sup>2</sup>の内 20,000 m<sup>2</sup>。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 29 年 6 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 29 年 7 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 4 号（1）に関連するもので、賃貸借していた農地について、所有権移転するため、期間内解約するものです。

議案の 69 ページをお開きください。

（3）1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 36,966 m<sup>2</sup>ほか 6 筆、合計畑 233,712 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 1 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 29 年 6 月 23 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 4 号（7）に関連するもので、賃貸借していた農地について、所有権移転するため、期間内解約するものです。

議案の 70 ページをお開きください。

（4）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 20,495 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成 24 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで。

5、合意解約成立の日、平成 29 年 7 月 23 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 4 号（2 1）に関連するもので、使用貸借していた農地について、近隣農家へ所有権移転するため、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程 12、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

（1）～（4）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 笠原委員。

上程になりました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1)～(4)について説明いたします。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,062㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年7月29日から平成30年7月28日。6、価格、年200,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては、4ページのとおりとなっております。

なお、(2)～(4)につきましても、貸主が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。5ページをお開きください。

(2) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積21,926㎡ほか2筆。合計畑、60,734㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年7月29日から平成30年7月28日。6、価格、年240,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図は6ページのとおりです。7ページをお開きください。

(3) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積24,100㎡ほか3筆。畑、49,449㎡、採草放牧地、16,508㎡、合計65,957㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年7月29日から平成30年7月28日。6、価格、年208,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は8ページのとおりです。9ページをお開きください。

(4) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,017㎡ほか3筆。畑、合計90,566㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年7月29日から平成30年7月28日。6、価格、年360,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は10ページのとおりです。

この4件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のす

べてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程13、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
(1)について説明いたします。12ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積  
5,809 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用期間、  
平成29年8月25日から永久転用。  
5、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。  
この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。  
申請面積については5,809 m<sup>2</sup>で、平成29年7月19日に第2地区推進班において  
現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、  
利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり  
転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程14、報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届につ

いて」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。72ページをお開きください。

1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成28年6月23日付、中農委5第28-3号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利採取のため。

5、事業計画の期間、平成28年7月1日から平成29年6月30日まで。6、事業完了年月日、平成29年6月30日。7、この完了検査につきましては、平成29年7月4日、第5地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程15、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。15ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、苫小牧市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。

借主、標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、4,919㎡の内410㎡ほか1筆。合計、畑、7,679㎡。3、許可を受けようとする事由、黒墨採取のため。4、転用の期間、平成29年8月25日から平成30年8月24日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、黒墨2,340㎡。7、最大切深2.0m。8、見取図につきましては16ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものであります。

申請地につきましては、平成28年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積については7,679㎡となっております。平成29年7月18日、第1地区推進班による現地調査の結果、土木工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては平坦な一団の農地として利用可能になることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程16、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては(1)から(11)と、(12)から(19)と、(20)(21)の三回に分けて審議を致します。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について説明いたします。

18ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積12,984㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を現使用者へ売り渡すもの。譲受人、賃借していた農地を購入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格779,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は19ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、地区内で協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

20ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積482,353㎡の内47,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年7月25日から平成30年3月31日まで。6、価格、年94,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、乳

牛〇〇〇頭、肉牛〇〇〇頭。 9、適用、農業経営基盤強化促進事業。 10、見取図は 21 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏から農地を賃借したい旨の申し出があり、協議のうえ決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

22 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 215,421 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。 3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。 4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。 5、価格 15,625,000 円。 6、資金調達方法、スーパーL 資金。 7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。 8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 23 ページのとおりです。

この案件につきましては、北海道農業公社が買入した農地をあっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。5 年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(4) について説明いたします。

24 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 47,249 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。 3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を現使用者へ売り渡すもの。譲受人、賃貸していた農地を購入するもの。 4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。 5、価格 3,118,000 円。 6、資金調達方法、経済改善資金 3,100,000 円、自己資金 18,000 円。 7、譲受人の経営状況、構成員

〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(5)から(7)について説明いたします。

26ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積38,308㎡の内18,708㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年7月25日から平成33年6月30日まで。6、価格、年71,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は28ページのとおりです。なお、(6)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し一括してご説明いたします。27ページをお開きください。

(6)1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積38,308㎡の内19,600㎡ほか1筆、合計畑、27,500㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年7月25日から平成33年6月30日まで。6、価格、年104,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は28ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。29ページをお開きください。



(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,719 m<sup>2</sup>ほか6筆、合計、畑 233,712 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を現使用者へ売り渡すもの。譲受人、賃借していた農地を購入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 12,755,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は31ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、地区内で協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第4号(8)について説明いたします。32ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,860 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 3,420,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、平成24年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(9) から (11) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第4号(9)から(11)について説明いたします。34ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積14,633㎡ほか5筆、合計、畑133,356㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格8,688,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金8,600,000円、自己資金88,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(10)から(11)につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。36ページをお開きください。

(10) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積40,095㎡ほか1筆、合計、畑50,270㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格3,920,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金3,900,000円、自己資金20,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営形態、〇〇〇〇。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。38ページをお開きください。

(11) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積29,060㎡ほか31筆、合計、畑458,044㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格29,780,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金29,700,000円、自己資金80,000円。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は40ページのとおりです。

この3件の案件につきましては、平成24年度の農地保有合理化事業において、北海

道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)から(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第4号(1)から(11)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
(～〇〇委員退席後～)  
(12)から(19)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第4号(12)から(19)について説明いたします。  
41ページをお開きください。

(12)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積90,080㎡ほか5筆、合計、畑145,652㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格8,085,000円。6、資金調達方法、自己資金85,000円、その他資金8,000,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は42ページのとおりです。

なお、(13)～(19)につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。43ページをお開きください。

(13)1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,517㎡ほか3筆、合計、畑98,302㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価

格 7,077,000 円。6、資金調達方法、自己資金 77,000 円、その他資金 7,000,000 円。

7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 44 ページのとおりです。45 ページをお開きください。

(14) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 19,933 ㎡ほか 6 筆、合計、畑 106,781 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、

価格 5,990,000 円。6、資金調達方法、自己資金 90,000 円、その他資金 5,900,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 46 ページのとおりです。47 ページをお開きください。

(15) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,382 ㎡ほか 1 筆、合計、畑 97,689 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、

価格 7,033,000 円。6、資金調達方法、自己資金 33,000 円、その他資金 7,000,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 48 ページのとおりです。49 ページをお開きください。

(16) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 96,823 ㎡ほか 1 筆、合計、畑 98,249 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、

価格 5,599,000 円。6、資金調達方法、自己資金 99,000 円、その他資金 5,500,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 50 ページのとおりです。51 ページをお開きください。

(17) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 51,156 ㎡ほか 2 筆、合計、畑 63,125 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、

価格 4,607,000 円。6、資金調達方法、自己資金 7,000 円、その他資金 4,600,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 52 ページのとおりです。53 ページをお開きください。

(18) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 4,881 ㎡ほか 8 筆、合

計、畑 194,163 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 10,696,000 円。6、資金調達方法、自己資金 96,000 円、その他資金 10,600,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 5 5 ページのとおりです。5 6 ページをお開きください。

(19) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 19,623 m<sup>2</sup>ほか 7 筆、合計、畑 136,450 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 8,660,000 円。6、資金調達方法、自己資金 60,000 円、その他資金 8,600,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 5 8 ページのとおりです。

この 8 件の案件につきましては、平成 24 年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地をあっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび 5 年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12) から (19) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第 4 号、(12) から (19) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(~〇〇委員着席後~)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

(20) (21) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第 4 号 (20) (21) について説明いたします。59 ページをお開きください。  
(20) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積  
39,803 m<sup>2</sup>ほか12筆、合計、畑509,864 m<sup>2</sup>、採草放牧地1,968 m<sup>2</sup>、宅地1,233.95 m<sup>2</sup>。  
利用目的、牧草畑及び農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農  
地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れ  
るもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、  
価格28,763,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金。7、譲受人の経営状況、公  
益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
9、見取図は61ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一  
括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営  
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。  
62ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積1,583 m<sup>2</sup>ほ  
か1筆、合計、22,078 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡  
人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利  
を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格405,310円。  
6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、  
経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、地区  
内で協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基  
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上  
です。

議 長 説明が終わりましたので、(20) (21)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決  
定について」(20) (21)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ご  
ざいませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程17、議案第5号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

(～委員退席後～)

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第5号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。65ページをお開きください。  
平成29年度分といたしまして、農事組合法人〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、以上4件の提出がありました。平成29年6月12日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は、承認されました。  
(～委員着席後～)  
〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に申し上げます。  
本案は原案のとおり、承認されました。  
日程18、報告第3号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第2号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。  
74ページをお開きください。  
許可日、平成29年4月25日付。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
申請人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示につきましては記載のとおりです。  
3、許可期間は平成29年4月27日から平成30年4月26日となっております。

以上、報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第1回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 12時25分)



以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年7月24日

会 長      本 田 信 幸

---

1 番      長谷川 孝 二

---

2 番      田 中 洋 希

---